

個人住民税の減免及び 森林環境税の免除に ついて

特別な事情により納税が困難な方は、個人住民税の減免(税額を減額)および森林環境税の免除を受けられる場合があります。なお、提出期限後や納付済の場合は申請の対象になりませんので、ご注意ください。

▼減免の主な対象

- ・納期のある月に雇用保険法に基づく基本手当を受給されている方で前年中の総所得金額等が210万円以下の場合
- ・1月2日以降に死亡した方で前年中の総所得金額等が210万円(同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合は、その同一生計配偶者及び扶養親族の数×基礎控除額+210万円)以下の場合(ただし、森林環境税は免除対象にはなりません。)

- ・納期のある月に長期療養(6か月以上)を要する方で前年中の総所得金額等が210万円以下の場合
- ・1月1日現在、勤労学生の方(合計所得金額が85万円以下かつ給与所得以外の所得が10万円以下の場合。ただし、森林環境税は免除対象にはなりません。)

▼提出書類

申請書、納税通知書、減免を受けようとする事由を証明する書類

▼提出期限 納期限まで

▼問合せ 税務課課税グループ
28・2434

介護保険負担限度額 認定証の申請について

介護保険の施設サービスや短期入所サービスなどを利用される方で、住民税が非課税世帯で預貯金額等が一定の基準を満たしている方は、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることで、居住費(滞在費)・食費の自己負担額が軽減されます。

現在交付している認定証の有効期間は、7月31日(金)までです。

既に認定証の交付を受けている方には、6月初旬に申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、保険課に提出してください。郵送による提出も可能です。

▼提出書類

①負担限度額認定申請書兼同意書

②【窓口提出の場合】本人及び配偶者の通帳等を持参してください。

【郵送提出の場合】本人及び配偶者の通帳等の写し(詳細については、申請書に同封の案内文で確認してください。)

▼提出期限 6月30日(火)

▼提出先 役場1階3番窓口保険課

▼問合せ 保険課介護グループ

28・0100

Jアラートによる 訓練放送

Jアラート(全国瞬時警報システム)は、緊急地震速報や弾道ミサイル情報などを各自治体の防災行政無線を通じて瞬時に自動放送し、被害の軽減に役立つシステムです。左記の日程でJアラート動作確認を目的とした訓練放送を行います。本放送とお間違いにならないようご注意ください。

●全国一斉情報伝達訓練

▼とき 6月3日(水)11時頃

▼実施内容 Jアラートの動作確認を目的とした訓練放送

●緊急地震速報訓練

▼とき 6月17日(水)10時頃

▼実施内容 地震発生への備えを目的とした訓練放送

▼問合せ 防災安全課防災安全グループ
28・0355

フレイルチェックの ご案内

▼フレイルは「健康長寿の分岐点」

フレイルとは、健康な状態と介護が必要な状態の中間の段階で、要介護になる危険性が高いと言われています。フレイルと診断された方は、何もしないと、2年後には健康な人より5倍も要介護状態になりやすいたことが報告されています。そのため、「フレイルか

も」と気になったら、見過ごさずに、できるだけ早く適切に対応する必要があります。まずは自分がフレイルかどうかをチェックしてみましょう。

▼満71歳・73歳の方へ

フレイルは年齢を重ねるほど発症しやすく、特に75歳から急激に増加します。そのため、早期にフレイル状態を発見し、健康でいられるように、令和8年4月1日時点で満71歳と73歳(要介護認定者を除く)の方を対象に、6月1日よりフレイルチェック質問票を送付します。フレイルチェック質問票に記入し、ご返信いただくようご協力をお願いします。

▼フレイルは「可逆性」

自分の状態と向き合い、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができます。

フレイルの予防・改善のポイント	
身体活動	特別な運動ではなく、屋外のウォーキングからでも十分。運動により骨を強化し、筋力をつけることで、転倒を防ぐことにもつながります。
栄養	たんぱく質を中心に、さまざまな栄養素をバランス良く摂り、筋肉を減らさないように心がけましょう。
社会参加	社会的なつながりを失うことがフレイルの入り口と言われています。友人や家族とコミュニケーションをとったり、ご近所付き合い、地域活動などで積極的に交流をしましょう。

▼問合せ 地域包括支援センターあおぞら
28・0932